

犯罪被害者支援弁護士制度検討会（第4回） 議事要旨

1 日時

令和2年11月16日（月） 午前10時30分～午後零時

2 場所

東京地方検察庁教養課会議室

3 議題

- (1) 内閣府による犯罪被害者支援に関する取組について
- (2) 日弁連による犯罪被害者支援に関する取組について
- (3) 意見交換

4 議事等

- (1) 内閣府による犯罪被害者支援に関する取組について

内閣府から、資料1-1, 1-2に基づき、以下のとおり、内閣府による犯罪被害者支援に関する取組について説明があった。

ア ワンストップ支援センターにおける急性期の対応

令和元年6月1日から8月31日までの3か月間を調査対象期間として、ワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査が実施されている。

その調査によれば、急性期における主たる支援である医療支援については、累計で804件であり、うち緊急避妊が72件、証拠採取・保管が74件となっている。

なお、法的支援については、累計で278件であり、うち弁護士へのつながりが218件、代理傍聴や法律相談等で60件となっている。

イ ワンストップ支援センターと弁護士との連携の実態

同じく支援状況等調査において他機関との連携状況について調査したところ、年1回以上、弁護士会との連携会議や連絡会議を開催しているワンストップ支援センターの数は30であった。これは、警察との会議を開催しているワンストップ支援センターの数に次いで多いという結果であった。

現在、内閣府において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に定められた性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター強化検討会議を開催している。この会議において、ワンストップ支援センターにおける連携の好事例を調査しており、引き続き弁護士会等の関係機関との連携の在り方を検討する予定である。

ウ ワンストップ支援センターにおける弁護士費用の負担

内閣府においては、性犯罪・性暴力被害者等支援交付金として予算措置を受け

たものを、都道府県が行う被害者相談支援運営・機能強化等事業を初めとした事業を実施するために必要な経費のうち、交付金の交付対象として大臣が認める経費について予算の範囲内で交付することとしている。

被害者相談支援運営・機能強化等事業の中には、被害者の法的支援事業というものがあり、弁護士の報酬や謝金、旅費、通信運搬費などの経費が交付金の交付対象となっている。

交付金については、1都道府県当たり年間30万円を上限とし、その2分の1を都道府県に交付している。また、各ワンストップ支援センターでは、様々な制度を利用し、被害者の負担ができる限り少なくなるように取り組んでいると承知している。

エ ワンストップ支援センターの運営費・相談員の待遇

支援状況等調査において、ワンストップ支援センターの支援員の待遇について調査したところ、支援員計1,034人のうち、最低賃金以上が648人、無給・交通費程度が313人となった。

センターの運営費に関しては、性犯罪・性暴力被害者等支援交付金から、1都道府県当たり年間750万円を上限として、その2分の1を交付している。

カ 各委員からの質疑に対する回答

○ 犯罪被害者が、被害に遭ってからどの程度の時間で、ワンストップ支援センターによる支援、例えば、医療的な支援・法的な支援・捜査手続に関する支援・心理的な支援等につながっているのかを調査する必要があるのではないかと。犯罪被害者を支援している他の団体による支援につながるまでにかかった時間とも比較をする必要があるのではないかと。

支援状況等調査において、被害に遭ってから電話相談、面談までの時間も調査しており、72時間以内が14.7%、10年以上が11.1%となっており、相談まで長期間を要したケースも少なくないという結果となっている。

○ ワンストップ支援センターの相談員には、法的に守秘義務はあるのか。犯罪被害者等早期援助団体であれば、過料をもって守秘義務が課せられている。医師や看護師、公認心理士だけではなく、全員に守秘義務がないと安心して相談できないのではないかと。

相談員は、公務員ではないが、犯罪被害者からの相談内容は、非常に機微にわたるものであるため、誓約書や契約書において、外には漏らさないよう誓約をしてもらっている。

○ 交付金の対象となる法的支援事業とは、都道府県がワンストップ支援センターに委託するものと、都道府県自身が市民向けの法律相談をするものの両方があるのか。ワンストップ支援センター以外の機関等に委託する場合でも、交付金の対象となるのか。

交付金の対象は、ワンストップ支援センターが行うものが対象となり、ワンストップ支援センターが他機関等に委託する場合もあり得るが、ワンストップ支援センターが委託する法的支援であれば一応対象となり得る。

○ 病院拠点型のワンストップ支援センターは、刑事手続に関する支援のノウハウ

ウが不十分であると聞いており、そういったノウハウや同行支援も対応できる民間の支援団体と連携していくことが必要だと考えるが、そういった点に関する状況調査はしているのか。

現在、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター強化検討会議を開催し、様々な地域での好事例を集めている。それを取りまとめて、全国のワンストップ支援センターに共有し、支援を強化していきたいと考えている。

- 病院拠点型においても、証拠保全などの面で警察と直接やり取りをしており、弁護士との関係はなくとも警察と十分に連携しており、刑事手続に関する法的支援は相応になされているのではないかと。一部のワンストップ支援センターに関して、警察との連携状況や弁護士による支援の状況なども調査されているのではないかと。

証拠採取という観点からは、病院拠点型でも警察としっかり連携しているところもあると聞いており、病院拠点型であっても、従来より弁護士との連携をしっかりとっている例もあると聞いており、今後そういった好事例をしっかりと調査等していきたいと考えている。

(2) 日本弁護士連合会による犯罪被害者支援に関する取組について

黒井委員から、以下のとおり、日本弁護士連合会による犯罪被害者支援に関する取組について説明があった。なお、各委員の質疑に対する回答の一部は、黒井委員及び長谷川委員から回答している。

ア 日本弁護士連合会による犯罪被害者法律援助事業の利用状況

(ア) 申込件数、申込時の援助内容等

犯罪被害者法律援助事業の申込時のデータによると、犯罪被害者法律援助事業の1年間の利用件数は、おおむね1,500件から1,700件程度となっている。

援助内容としては、刑事和解の数が突出して多いが、この刑事和解には、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律に定められた「刑事和解」のみだけではなく、被疑者・被告人側からの示談の申入れへの対応を含み、後者がほとんどとなっている。

なお、援助内容等については、受任者である弁護士が申込時に必要と考えた活動項目であり、実際の援助内容を直接示すものではない。

(イ) 利用状況に関するアンケート概要

今回、日弁連の犯罪被害者支援委員会において、2週間にわたり、全国の日弁連の犯罪被害者支援委員会の委員及び各地の弁護士会の犯罪被害者支援委員会の委員を対象として、犯罪被害者法律援助事業の利用状況に関するアンケートを実施し、延べ合計184件の回答を得た。

(ウ) 利用事案の概要

過去3年以内に取り扱った犯罪被害者法律援助事業を利用した事案の概要について聞いたところ、強制わいせつ、強制性交、痴漢等の条例違反など、性被害が多く、全体の約6割を占めているという結果であった。なお、性被害に続いて、傷害の被害が多かった。

(エ) 相談時の被害者の状況等

相談時の被害者の状況等について聞いたところ、加害者側からの示談申入れの対応が必要となったという例が非常に多く、その他、警察・検察への対応、世間の耳目を集める事件でのメディア対応が必要となった例も多いという結果であった。

(オ) 受任に至る経緯

受任に至る経緯について聞いたところ、36%が被害者支援団体から、18%が警察・検察庁からの紹介となっており、被害者支援団体、警察・検察庁において弁護士による法的支援の必要性が認識されているものと考えている。

(カ) 事件発生から援助の申込みまでの期間

事件発生から援助の申込みまでの期間について聞いたところ、1か月超が半数近くを占めているという結果であった。おそらく、ある程度、刑事手続が進んでから、警察・検察庁から情報提供を受けたり、示談対応や捜査機関との折衝のため必要となったため申し込んだのではないと思われる。

(キ) 援助項目

援助項目について聞いたところ、示談交渉の対応が圧倒的に多く、続いて警察・検察との折衝を内容とする事情聴取同行が多いという結果であった。これらの援助項目が全体のほぼ半数を占めていることからすると、捜査手続時の弁護士による法的支援が必要だと考えられる。

援助項目のうち事情聴取同行についてみると、被害者が警察・検察庁で事情聴取を受ける際に同行したり、捜査方針・処分方針について警察や検察官と協議しているものと思われる。被害者の意向に沿わない捜査の進行になりそうな場合に、弁護士が法的な見解を主張して捜査方針を変更させたり、補充捜査を求め新たな証拠が得られる場合もあり、重要な活動だと考えている。

被害者に精神症状等があったため、検察官から公判証言が可能か問合せがあり、それに対応したり、被害者が証言ができない場合にその理由を弁護士が疎明して起訴にこぎつけたり、終局処分時期について配慮を求めたり、被害時に撮影された動画について加害者への削除指示を求めたりといったことがある。

次に、示談交渉の対応についてみると、被疑者側の弁護人との示談交渉がほとんどで、被害弁償の金額や、被害時の動画の削除、接触や連絡禁止といった条件についても交渉をしている。

例えば、加害者に対し、被害者の心情を伝えたり、被害時の動画の削除・拡散禁止、接触や連絡の禁止を誓約条項として入れて示談したり、起訴前の示談申入れに対し、それに応じず起訴後に示談に応じるという対応をとったりしている。

性被害の事件では、多くの場合、被疑者側の弁護人から示談の申入れが

あり、金額、示談により生じる効果、不起訴になるかなどの兼ね合いで難しい選択を迫られることがあり、こうした判断を被害者本人が行うことは極めて困難であり、プロの弁護士による法的支援が必須だと考えている。

次に、報道機関への積極的な対応・折衝についてみると、被害者の窓口として取材対応を行ったり、報道機関向けにコメントを作成、発表したり、取材制限の依頼等を行ったりしている。

例えば、被害者の実名・顔写真の発表を受けて遺族の自宅周辺で待機し、集まってきた報道機関に対し遺族のコメントを発出してメディアスクラムを防止したり、報道機関から命日等のタイミングでコメントを求められて対応を行ったり、職場や出身校にも押し寄せる取材陣に対する対応方法を指導したり、代理人として窓口となり、新聞社に対して被害者のプライバシーに配慮し二次被害の防止を求めたりしている。

メディア対応は、被害者や遺族の自己情報コントロール権の行使を手助けするという意味があり、弁護士が代理人になって積極的に法的支援を行うべき場面だと考えている。

次に、法廷傍聴付添や少年審判傍聴付添についてみると、被害者参加対象事件ではない場合に傍聴席の確保や手続の説明等を行っている。犯罪被害者法律援助事業では、一定の場合、弁護士が代理傍聴することも認められており、特に性被害の被害者が法廷に赴けない場合に、代わりに傍聴してその後手続について説明している。

次に、証人尋問と心情意見陳述の支援についてみると、被害者参加弁護士は心情意見陳述の代理はできないため、弁護士が量刑資料として効果的に被害者遺族の心情を裁判所に伝えるため原稿の作成を支援することが多くある。

次に、ストーカー事件における支援についてみると、弁護士が代理人となって加害者側や警察等との対応・折衝を行っている。なお、法テラスで行われているDV等被害者法律相談援助では、弁護士が代理となる活動については援助されていない。

その他、犯罪被害者法律援助事業の援助項目ではないが、損害賠償命令申立てについては、本来民事法律扶助の対象であるが、一定の費用がかかるため、弁護士が事実上無償でやっている実態があると思われる。損害賠償命令申立てに関する民事法律扶助について、被害者は償還不要という特例ができればよいと考える。

(キ) 弁護士による法的支援の必要性

弁護士による法的支援の必要性については、捜査手続に関する専門的知識の必要性、加害者側の弁護人への対応、特に性犯罪被害者が自ら関わりたくないという思いへの対応等において重要性を感じる。

突然被害に遭った被害者は何をしたらいいか不安で、法的にできることを調べるのが難しい中で、弁護士が積極的に関与することで、損害を回復できると考える。

アンケートでは、示談条項・額の調整、今後の誓約条項等の法的拘束力に関するアドバイス等は弁護士でなければ不可能、性犯罪の場合は需要が高いといった意見があり、また、性被害に無理解・無配慮な捜査担当者による二次被害も存在し、相手が検察官であれば弁護士以外での対応は困難、示談交渉による精神的負担の軽減、法的知識の不足による不本意な示談の回避といった観点から弁護士による法的支援の必要性は高いといった意見もあった。特に示談交渉については、親族や支援団体では、加害者側が交渉に応じず、法定な面を考えても被害者に代わって交渉するのは困難という意見もあった。

イ 各委員からの質疑に対する回答

- 各々の犯罪被害者支援により、起訴につながったなどの結果との相関関係はあるのか。弁護士が関与したことにより、結果として起訴につながった、意見を述べるのが可能になったなどの効果・結果が生じた点が分かると、弁護士による支援の意味や、どの支援が重要かが分かるのではないかと。

弁護士が関与した結果については、各々の終結報告書を確認しなければ分からない。今回のアンケート結果にも、一部結果について記載があるものもあるので分析をしたいと考えている。

- 報道機関への積極的な対応、折衝という援助項目があるが、犯罪被害者の実名報道等に対し、弁護士から差止請求や国家賠償請求・損害賠償請求などの法的措置を執った事例はあるのか。

その援助項目は、現に行われている報道などにリアルタイムで対応するものであり、国家賠償請求等の訴訟の場合は、民事法律扶助の対象となり、犯罪被害者法律扶助事業の援助対象とはならない。

報道などに対する国家賠償請求などが行われているケースはあると思われる。

判例等があるかについては、手元に資料がないのでお答えしかねる。

ウ 黒井委員からの説明に対する意見等

- 仮に弁護士による支援が必要であることを前提としても、それに対して公的な支援をすべきか否かは別途考えなければならない。
- 今回のアンケート調査については、サプライサイドの意見であり、被害者の生の要望、あるいは弁護士や他の支援機関とつながったことでどの程度の満足を得たのか、どういった評価をしたのかということとは異なるため、その点は割り引いて考えなければならない。
- 団体の会費による自由な運営ではなく、その活動に対して全額国費の投入を求めるのであれば、極論すれば、支援活動をする弁護士は全て公務員として、その活動を国の監督下に置くべきともなりそうであるが、犯罪被害者支援、とりわけ弁護士による支援はそのような性格のものではないはずである。他方、その活動を国の監督下に置かないとしても、国費の投入を求めるのであれば、当然のこととしてその必要性や国民及び被害者が期待する支援を確実に遂行できる体制があることなどについて、納税者である国民に対する説明責任と情報

公開を全うすることが必須と思われる。例えば、犯罪被害者支援に関し各単位弁護士会で行われている研修について、いつから、延べ何人に対して、何時間のどのような内容の研修を行っているのか、座学だけなのか民間支援団体との交流や見学等もしているのかなど、具体的な内容と実施状況についても教えてもらいたいし、その他担い手の質の確保や苦情対応状況などの取組、被害者側の評価の実情などの情報公開が必須となると考える。

- メディア対応について、自己情報コントロール権の支援だと言うのであれば、それを侵害された時には最終的には司法的決着をつける、法的措置をとるということまであり得ると言うことが重要なのではないか。そういったことがないのであれば、その支援を弁護士が行う必要や、弁護士でなければできないという根拠も乏しいのではないか。

(3) 意見交換

ア 論点整理（案）について

事務局（司法法制部）から、以下のとおり、論点整理（案）について説明をした。

論点整理（案）は、各委員からこれまで示された問題意識、意見等に基づいて、事務局において検討すべき課題を論点として整理したものである。

添付の参考資料1は、この検討会で行われたヒアリング結果などを踏まえ、法テラスの犯罪被害者支援事業、日弁連が法テラスに委託している犯罪被害者法律援助事業、ワンストップ支援センターにおける犯罪被害者支援、警察における犯罪被害者支援、犯罪被害者基本計画等の概要について整理した資料である。

添付の参考資料2は、「経済的支援に関する検討会」における最終取りまとめの抜粋である。抜粋したのは、最終取りまとめのうち、「公費による弁護士選任」に関する検討結果が記載された部分である。

平成17年12月、第1次犯罪被害者等基本計画が閣議決定され、この基本計画において、「公費による弁護士選任」の是非について有識者や関係省庁が参加する検討会で引き続き検討することとされた。この基本計画を受けて設置されたのが、「経済的支援に関する検討会」である。この検討会においては、日弁連の犯罪被害者法律援助事業の制度化、国費負担についても検討されたが、最終的に被害直後からの「公費による弁護士選任」の制度化は見送られる一方で、法テラスによる民事法律扶助や日弁連の委託援助事業等が適切に運用され、被害者の支援のために更に充実を図られるよう努めることとされた。また、当時、被害者参加制度が新たに導入されることとなったことを受け、国費による弁護士選任について、できるだけ早期の制度導入に向けて検討を行うべきであるとされ、その結果として、被害者参加人のための国選弁護制度が創設された。他方で、この最終取りまとめでは、被害者側が勝訴した場合、訴訟費用や弁護士費用の一定範囲を敗訴者である加害者側が負担するという理解を前提に、民事の面については裁判における弁護士費用等も、それが相当なものである限りは基本的に敗訴者、加害者側が負担すべきであり、これを国が補填することは適当でないとの考え方も示されている。

論点整理（案）の構成について説明すると、この検討会が、そもそも現在日弁連会員の特別会費によって運用されている犯罪被害者法律援助事業について、国費によるものとはできないかとの日本弁護士連合会の問題意識を受けて設置されたものであることから、その問題意識に対応した形で、まず、検討すべき課題の「1」として、「日弁連による委託援助事業の一部又は全部について、これを国費負担とする場合どのような課題が考えられるか」として整理をした。

次に、国費によって弁護士費用を賄うにあたっては、総合法律支援法上の民事法律扶助を用いるということが考えられることから、検討すべき課題の「2」として、「弁護士による被害者支援を充実させる観点から、法テラスの民事法律扶助等について見直すべき点はないか」として整理をした。

それぞれの課題ごとに、本検討会において委員から示された問題意識、意見等に基づいて論点を整理した。

課題の「1」については、論点1として、弁護士による当該支援の必要性について、論点2として、当該支援を国費負担とすることの当否等について、論点3として、制度の前提となる、「犯罪被害者」の認定方法等についてと整理した。

課題の「2」については、論点4として、日弁連の委託援助事業を民事法律扶助に取り込む場合の制度設計上の検討課題について、論点5として、刑事事件に関する法律相談援助を含むDV等法律相談援助の枠組みを充実させる観点からの検討課題について、論点6として、法テラスによる犯罪被害者支援を充実させる観点からのその他の取組や工夫についてと整理した。

イ 論点1について

○ 論点1の①において、「弁護士による法律事務の提供」という言葉を使っているが、「弁護士による犯罪被害者支援の提供」とした方が良いのではないか。

「法律事務」は弁護士が独占している業務を指す用語であり、ここで論じる必要はないのではないか。法律事務か否かはひとまず置いて被害者視線でどのような支援が必要かを論じ、次に②の弁護士でなければできない被害者支援は何か、弁護士によることが効果的なものは何かと整理してはどうか。また、③の他機関において実施可能である支援については、各支援にどのような異同があるか、それらをどのように取り扱うかと整理すべきではないか。

○ 日弁連によるアンケート結果を見ると、弁護士による犯罪被害者支援として、特に求められているのは、捜査段階での警察・検察との折衝、示談対応、メディア対応だと思われる。それに加え、国選被害者参加弁護士制度では対応していない法廷傍聴、心情の意見陳述の付添い、ストーカー事件に対する支援も求められていると思う。捜査・検察との折衝、示談交渉の場面であれば弁護士としての法的知識が必須ではないか、民間支援団体では難しいのではないのか。支援団体からも弁護士支援が重要だと聞いている。示談対応の場合、示談によってどのような法的効果があるかの予測が必要であり、金銭面以外の様々な条件について加害者側の弁護士と交渉する必要がある、弁護士でなければできないのではないか。メディア対応についても、被害者や御遺族の情報をコントロールするという側面があり、主体的にコメントを発表するなど弁護士による法

- 的支援が求められており、いずれも弁護士でなければならないのではないか。
- 法律事務か否かは重要な論点であり、メルクマールの一つであるのは間違いないと思う。だが、法律事務だとしても、当然には、全部国費負担をすべきだとはならない。国民一人一人が、国費負担をすべき、要するに自分が納めた税金からお金を出してもいいんじゃないかと考えてくれるというコンセンサスが得られるようなものなのかどうか重要であると思う。例えば、被害者参加の権利行使について言うと被害者本人が自力で行うことも考えられるし、警察官や検事は、当然その職務執行に当たっては被害者の意見を聞いて被害者の立場に立って支援を行うべきものであるはずと考えられる。それでもなお不足する部分について補充的に国費を支出すべき部分があるのかどうかを議論すべきである。
 - 法律事務以外については、弁護士が独占的・優先的に国費の投入を受ける根拠は特にないと思う。このため、他の機関・団体等が行う支援との比較衡量が必要になってくると思われる。比較衡量においては、他の担い手が行った場合の効果と比べてどうか、コスト面ではどうなのかという点も重要である。さらに、被害者の立場に立てば、相談やアクセスのしやすさ・利便性、法的支援以外の支援や他機関への紹介なども当然考えなければならない。これらの点を考慮して、それでもなお弁護士による支援に国費を投入すべき内容なのか、むしろ他の機関・団体に国費を投入すべきではないのか、国費を投入する場合の担い手の資格要件は何なのかも問題となる。
 - 求められている弁護士による法律事務、弁護士でなければならない被害者支援というと、適切なタイミングで行われる法的助言ではないか。かかる法的助言については、他の支援団体や支援者では代替できない法律の専門家がよくなし得るところだと思われ、是非検討していただきたい。様々な被害者支援がある中で、警察やワンストップ支援センター、民間被害者団体とはつながっている被害者の方々が適宜弁護士からの法的助言を受けられるという仕組みが現状ではどうなのかについて、しっかり検証されなければならないと思う。
 - 弁護士へのアクセスに伴う経済的な負担の問題については、法テラスの民事法律扶助で対応できる部分もある。法テラスの民事法律扶助では民事の問題しか扱わないことになっているが、日弁連のアンケートでは、犯罪被害者法律援助事業の援助項目として「示談・損害賠償」の相談が多いことが示されており、そのような民事的な相談等であれば、その多くは、民事法律扶助の「法律相談援助」・「代理援助」によりカバーされ得る。既存の制度も利用できるのも、そのような観点からの検討も必要ではないか。
 - メディア対応については、民間業者やその他の機関でも対応可能であろうと思うが、メディア対応のために被害者が費用を別途出すべきなのか。プライバシー保護も含め事件当初から一貫して弁護士に依頼するのが適切ではないか。
 - ワンストップ支援センターや民間支援員も既に同行支援等を行っているものの、そもそもそういった支援を行う機関等が費用を受け取らないボランティアというのが適切かが問題となると思う。少なくとも被害者に負担のない形で弁

- 護士に依頼できるシステムが必要ではないか。
- 国費を投入するという事は、国家が関与・介入するという側面もあり、弁護士によるメディア対応に国費を投入する場合、メディアの取材、報道の自由あるいは表現の自由、国民の知る権利に応えるという使命に対し、国家が一定程度介入するという点も検討しなければならないのではないかと。
 - 諸外国では、犯罪の種類を限定して被害者への国選弁護人を認めている例もあり、例えば、韓国では虐待事件や性犯罪だけ弁護士による犯罪被害者支援に国費を投入していると聞いており、日弁連のアンケートを見ても、6割程度が性犯罪の被害者となっているので、性犯罪に限定して国費を投入することであれば、国民のご理解を得られる可能性もあるかと思う。
 - 被害者の視点で考えたとき、理不尽な被害に遭ったにもかかわらず、それ以上に様々な経済的な負担を負うのはおかしいのではないかと思う。
 - 民間の支援団体などの各機関と弁護士とでは役割分担があり、民間の支援団体がコーディネーター的な役割を果たし、弁護士が行うべき支援については弁護士に行ってもらいたいと考える。そういった点から、弁護士が犯罪被害者のための法的支援を行うチャンスが多い方が良いのではないかと。
 - 示談交渉などは、民間の支援団体ではできない支援であり、メディア対策は警察や民間の支援団体でもやっているが法的な措置をとる場面になれば、弁護士に最初から関わってもらいたいのが被害者にとってはありがたいのではないかと。告訴や事情聴取などについても、弁護士が同行した方が警察の気が引き締まるというケースや、被害届が受理されるというケースも多々あるのではないかと。少年審判に関しても、弁護士による早期の対応が大事であり、犯罪被害者を弁護士に早くつなげて支援が行われることは大事だと考える。
 - 民間の支援団体では事情聴取などに同行しても、同席できないケースが大半である。弁護士であれば同席できるのか。
 - ケースバイケースであるものの、被害届を出す際の事情聴取や現場の見分時に弁護士が同席するケースもある。被害者が構成要件上大事だということについて話すのを省いている場合は、弁護士がそういった部分について話すよう促すこともある。
 - カウンセラーであれば事情聴取に同席するというのは実務上あり得る話であり、民間団体であれば同席できないという話でもない。あくまでケースバイケースではないか。